#### 愛媛県建設工事指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条 第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)の入札・契約手続のより 一層の透明性・競争性を確保するため、指名競争入札を実施するにあたって必 要な事項を定めるものとする。

#### (対象工事)

- 第2条 原則として、愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)(以下「選定要領」という。)第7条第2項に規定する格付け最下位等級の対象工事を対象として実施する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 設計金額1億円未満の災害復旧工事
  - (2) 設計金額3千万円未満の防災対策工事
  - (3)愛媛県入札後審査型一般競争入札実施要領(平成15年7月1日制定)第3条第6号の規定に基づき再度発注する工事

(指名業者数)

第3条 指名業者数は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第144 条第1項の規定に基づき3者以上を指名することとし、競争性の確保に十分 配慮して決定する。

#### (指名方法)

- 第4条 入札に参加する者の指名は、選定要領第7条第2項の規定に基づき、当該等級及び直近上位の等級に属する者から行うものとする。ただし、有資格者の数が少数である場合その他必要があると認められる場合にあっては、この限りでない。
- 2 指名業者数の2分の1以上の者は、当該等級に属する者から指名しなければならない。ただし、当該等級に属する全ての者を指名してもなお不足する場合にあっては、この限りでない。
- 3 前2項の規定に関わらず、発注対象工事が年間維持工事、冬期路面対策工事、 除草工事及び災害復旧工事の場合にあっては、全ての等級に属する者から行 うことができる。
- 4 繰り返し指名を辞退するなど、入札に参加する意欲がないと認められる者 については、指名から除外することができる。

#### (指名基準)

- 第5条 入札に参加する者の指名にあたっては、選定要領に基づくほか、次に掲げる事項に留意するものとする。その際、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏らないようにしなければならない。
  - (1) 不誠実な行為の有無
  - (2) 経営状況
  - (3) 工事成績の状況
  - (4) 当該工事に対する地理的条件
  - (5) 手持ち工事の状況
  - (6) 当該工事施工についての技術的適性
  - (7) 安全管理の状況
  - (8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況
  - (9) 地域貢献活動
  - (10) 地域防災力の維持向上
  - (11) 系列会社の状況
- 2 前項各号の運用については、別紙のとおりとする。

(工事に関する調査、測量及び設計の業務の指名競争入札の実施における取扱い)

第6条 工事に関する調査、測量及び設計の業務の指名競争入札の実施における取扱いは、この要領の例による。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、指名競争入札の実施に関し必要な事項 は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日以降に入札通知を行う工事について適用し、 同日前に入札通知を行った工事については、なお従前の例による。

### 指名基準の運用

事 項	運用
1 不誠実な	以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。
行為の有無	(1)贈賄及び業務に関する不正又は不誠実な行為等により、愛媛県
	建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定。
	以下「入札参加資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格
	停止期間中であること。
	(2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、
	当該状態が継続していることから請負者として不適当であると
	認められること。
	① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請
	負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
	② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等に
	ついて、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関
	係が不適切であることが明確であること。
	(3) 警察当局から知事に対し、愛媛県暴力団排除条例(平成 22 年
	愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同
	号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない
	者が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと
	して、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している
	場合など明らかに請負者として不適切であると認められること。
2 経営状況	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の
	事実があり、経営状態が著しく不健全であると判断される場合は指名
	しないこと。
3 工事成績	(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
の状況	(2)優良工事の表彰を受けていること等工事の成績が特に優良であ
♥ 24\{1)L	(2) 優茂工事の表彰を支げていること寺工事の成績が特に優茂である場合は、これを十分尊重すること。
	る物口は、こ40と1月寺里りること。
4 当該工事	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等から見
に対する地	て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等
理的条件	に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか
	どうかを総合的に勘案すること。
5 手持ち工	当該地域における工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する

事の状況

能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

6 当該工事 施工につい ての技術的 適性 以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4)発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格 技術職員が確保できると認められること。

## 7 安全管理の状況

- (1) 県内における事故により、入札参加資格停止要綱に基づく入札 参加資格停止期間中である場合は、指名しないこと。
- (2) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (4) 県発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

# 8 労働福祉及び構造改善の状況

- (1)賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事にあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2)建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入状況を確認するとともに、証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3)建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
- (4) 現場環境改善、建設業のイメージアップ等に積極的に取り組むなど建設産業の構造改善に努めている場合は、これを十分尊重すること。
- (5)以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)は、指名しないこと。

- ① 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による 届出の義務
- ② 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定に よる届出の義務
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による 届出の義務
- 9 地域への 貢献
- (1)災害ボランティア等の地域貢献活動に積極的に取り組んでいる場合は、これを十分尊重すること。
- (2) 当該施工箇所又は隣接する箇所における年間維持工事を契約している場合又は契約実績を有する場合は、これを十分尊重すること。
- 10 地域防災 力の維持向 上
- (1) 県との間に大規模災害における応急対策業務に関する協定(以下「協定」という。)を締結している団体に所属し、協定に基づく応急対策活動及び訓練パトロールに従事した場合は、これを十分尊重すること。
- (2) 当該工事が災害復旧工事及び防災対策工事の場合においては、 以下の事項についても十分尊重すること。
  - ① 本店の所在地が当該施工箇所に隣接しているなど地域の実情に精通するとともに、相当の施工体制を有し迅速で安全な施工を行うことが可能と認められること。
  - ② 建設業BCPの認定を受け大規模災害発生時に事業継続で きる体制を確保していること。
  - ③ 掘削系建設機械等を保有し、災害発生時に速やかに応急復旧 に着手できる体制を確保していること。
- 11 系列会社 の状況
- 一定の系列関係(資本的関係又は人的関係をいう。)がある者にあっては、同時指名をしないこと。